

自治省行政局公務員部長通知（昭和48年12月10月）

○特別職の報酬等について

（昭和四八、一三、一〇、自治給第七七号）
（各都道府県知事宛 自治省行政局公務員部長通知）

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和四三年自治給第九四号各都道府県知事あて行政局長通知）の趣旨に沿って措置されてきていることと思量するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであるとして、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なご指導を願いたい。

〔議員報酬及び費用弁償〕

- 第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔解説〕一 平成二十年の改正前の第二百三条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員、委員会の委員等（改正後の第二百三条の二参照）の非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償並びに議会の議員に対する期末手当に関する規定であったが、改正により（この改正は、第一〇〇条二項の改正と同様、衆議院の総務委員長の提案による）、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償並びに期末手当に関する規定を分離して、改正後の第二百三条の規定としたのが本条の規定である（平成二〇年九月一日施行）。

二 この改正の背景として、かねてから、都道府県議会議長会、市議会議長会及び町村議会議長会（以下「三議長会」という。）などから、改正前の第二百三条の規定では、議会の議員も「非常勤の職員」に含まれるものとして規定されている（このことについては、改正前の規定の沿革をみると、当初は「非常勤の職員」という文言はなく、地方公務員法の制定（昭和十五年二月）後、昭和二十七年の本法の改正により「非常勤の職員」という文言が入ったもので、議会の議員まで「非常勤の職員」とされていたのかどうかは、疑問があると思う。）ことに対して、地方議会の議員の位置付けとして適切ではないという強い主張があり、このことと関連して、「報酬」ではなく、「歳費」とするよう要望があつたという経緯がある。

改正により、規定上、議員は「非常勤の職員」という文言とは分離され、「議員報酬」を支給しなければならないとされた（一）。国会議員については、「歳費を受ける」と規定されており（憲法四九）、三議長会の要望は、この国会議員と同様にしたいというものであると思われる。「歳費」は、一年を基準として金額を定める支給金のことであるが、その支給は一年単位で支給することを要するのではなく、現に国会議員には「歳費月額」が支給されている（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律一）。「報酬」も、月を基準として金額を定めるほか、一年を基準として金額を定め、支給は月額で支給してもよい。また、最近では議員の報酬を日当制にしている団体もある。このようなことを勘案して、地方議会の議員には固有の名称の「議員報酬」を支給することとされたものと思われる。

三 「議員報酬」という名称とされても、「報酬」という「一定の役務の対価として与えられる反対給付」であることには変わりがない。

四 「費用の弁償」(二)の意味については、第二百三条の二〔解説〕三を参照されたい。また、平成二十年の改正で第百条第十二項に規定された「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」とされたこととの関係については、第百条〔解説〕十二を参照されたい。

五 昭和三十一年の改正により第二百四条の二が新設され、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく条例に基づかない給付は支給することが禁じられたことと関連して、議会の議員に期末手当を支給することができることとされた（三）。平成二〇年改正前の法二〇三(四)。議会の議員に対して期末手当を支給することの可否は、論議もあるが、国会議員との権衡を考慮して、期末手当を支給し得る途を開いたものであり、当然に議会の議員に対し期末手当の支給を行うべきであるとの趣旨に解されるべきものではなく、議員に期末手当を支給するかどうかは、当該団体の任意である。

六 議員報酬及び費用弁償は、普通地方公共団体が支給しなければならぬ義務を負うものであつて、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもつてこれを支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない（大判大七、二二、一九参照）。譲渡、相続、質入れすることができない。これに対し、すでに発生した具体的請求権を放棄することは公職選挙法第九十九条の二に規定する寄附の禁止に該当する場合を除き可能であり、また、すでに発生した具体的請求権は一種の財産権として相続、譲渡、質入れを行うことは可能であると解され、判例も普通地方公共団体の議会の議員の報酬請求権は、条例に譲渡禁止の規定がない限り、譲渡することができる（最高裁 昭五三、二二二三）。議員報酬は、民事執行法（以前は民事訴訟法）の規定上、全額これを差押えることができる（行実 昭三二、一一、一参照。民事執行法一五一参照）。なお、税の滞納金等とこれを相殺することとは認められない（行判 大一一五、四、六・大二三、四、二五参照）。

〔報酬及び費用弁償〕

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔解釈〕 一 本条は、普通地方公共団体の委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員（第九二条「解釈」五参照）を除く。以下本条の説明において同じ。）に対する報酬及び費用弁償に対する期末手当に関する規定である。

普通地方公共団体はこれらの非常勤の職員に対して報酬を支給しなければならない（一）。また、これらの職員はその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる（三）。

本条の適用される職員は非常勤の職員に限られるのであって、人事委員会の委員で常勤の者（地公法九の二）、常勤の監査委員（法一九六）等委員会の委員又は委員であつても常勤の者については、第二百四条により給料及び旅費並びに諸手当が支給され、本条の適用を受けるものではない。「審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員」とは、執行機関の附属機関として設けられる審査会等（法二三八の四三、二〇二五三）の構成員をいい、その名称は委員といつても、調査員、審議員、調停員等といつてもすべて含まれる。「その他普通地方公共団体の非常勤の職員」とは、例示された職員以外の、たとえば、嘱託等の名称のもので非常勤の者はすべて含まれる意である。

二 第一項の職員に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する（二）。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがつて、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額或いは年額をもつて支給することがより適当であるものも少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている（ただし書）。

三 一 「報酬（一）」とは、広義では一定の役務の対価として与えられる反対給付をいうが、本条の報酬は、非常勤の職員が行う勤務に対する反対給付を意味し、常勤の職員に対する給料と区別される。また、報酬は役務の対価であるから費用弁償はこれに含まれない。二 「費用の弁償（三）」とは、「実費弁償」（法二〇七）と同じ意味であつて、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう。「第八章 給与その他の給付」という文字からいへば、報酬が役務の対価として「給与」に入るのに対し、「費用の弁償」は、実費を償うという意味において「給与」には入らず、「その他の給付」に含まれるものである。

三 報酬については「普通地方公共団体は……支給しなければならない」と規定されている（一）が、その額及び支給方法は条例で定められるのであつて、当該条例が制定施行されない限り、具体的な報酬請求権は発生しないと解される。費用弁償も同様である。費用弁償は実費の弁償の意味を持つといつても、その額は必ずしも厳密に実際に要した経費と同額でなければならないのではなく、当該条例で定められた標準的費用を基礎とした定額により支給されるのが通例である。費用弁償に関する条例を制定するに当たつては、いかなる事由を支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の金額を支給する場合についてその一定の額をいくらとするかは、議会の裁量判断に委ねられている（最高裁 平二、二二、二二）。

四 報酬及び費用弁償を受ける権利については、第二百三条「解釈」六を参照されたい。